

## 長崎市立滑石中学校「いじめ防止基本方針」

### 目的

人権尊重の精神に基づき、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体となって生徒を守り育てることを目的とする。

(定義) 第2条「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているものをいう。 ※いじめ防止対策推進法より抜粋

### 「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、~~相互~~相互の人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

### 「めざす生徒像」

- ・夢に向かって学び合い高め合う生徒
- ・感謝の気持ちを素直に表し支え合い認め合う生徒
- ・地域や社会に貢献し奉仕する心を持つ生徒

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ対策基本方針より抜粋

(保護者の責務) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導 その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(学校及び教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は基本理念に則り当該児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 1 いじめの防止（第13条）

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身につけた生徒を育成する。

### (1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上

- ①特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ②「学校教育相談のてびき」や「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。

### (2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成

- ①「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成するとともに、幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。
- ②生徒会活動において、生徒が自主的に取り組む活動を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。

### (3) 学校として特に配慮を要する生徒

- ①発達障害を含む、障害のある生徒
- ②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ④東日本大震災・熊本地震等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒、風水害等の自然災害に遭った生徒

### (4) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化

- ①いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。
- ②家庭やPTA、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

### (5) 学校基本方針による取組の評価

- ①学校基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、計画的かつ継続的な点検評価を実施し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

## 2 いじめの早期発見（第16条）

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### (1) 教職員による観察や情報交換

- ①生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

### (2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

- ①生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

### (3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備

- ①校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制を整備する。
- ②その充実に向け、学校相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。
- ③「いじめ相談窓口」は、学級担任、養護教諭、学校相談員、SCなど、生徒にとって最も相談しやすい人とする。

### (4) 相談機関等の周知

- ①学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

### 3 いじめに対する措置（第23～27条）

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

#### (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査

- ① 生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。
- ② その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ 正確かつ迅速な事態関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係生徒に対応する。
- ④ 事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

#### (2) いじめられた生徒またはその保護者への支援

- ① いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとる。
- ② 家庭訪問等により確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。
- ③ あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ 状況に応じて、臨床心理士や福祉等の外部専門家の協力を得る。

#### (3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- ③ 確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

#### (4) 集団への働きかけと継続的指導

- ① はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する仲裁者が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。
- ② 全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。
- ③ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

#### (5) ネット上でのいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図るとともに学校における情報モラル教育を推進する。

### 4 重大事態への対処（第28条）

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

#### (1) すべてのいじめ事案は、教育委員会に報告する。

#### (2) 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

#### (3) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。

#### (4) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生報告を関係機関に行う。